

周南市監査委員 山 下 敏 彦

周南市監査委員 田 村 勇 一

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第12項の規定により当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

建設部

住宅課、道路課、河川港湾課、建築課

2 監査の範囲

平成27年4月から平成27年7月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成27年9月16日から平成27年12月14日まで

4 監査の結果に基づき措置を講じた内容

住宅課

(1) 収入事務

ア 算定に誤りのあった行政財産の目的外使用料について、使用料の更正処理をしました。

イ 納期限の記載がなかった行政財産の目的外使用料の調定書及び納入通知書について、今後は適正に処理します。

道路課

(1) 収入事務

ア 納期限の記載がなかった道路占用料、法定外公共物占用料及び行政財産の目的外使用料の調定書及び納入通知書について、今後は適正に処理しま

す。

(2) 契約事務

ア 契約事務規則に基づく手続きがされていなかった不動産鑑定評価業務について、今後は適正に処理します。

河川港湾課

(1) 財産管理事務

ア 備品管理システムに登載されていなかった備品について、登載しました。

建築課

(1) 財産管理事務

ア 備品管理システムに登載されていなかった備品について、登載しました。